

記入例（保育施設担当者）

さい

または 健康保険証(または資格確認書)のコピー (1枚の紙に全員分コピーしてください。マイナンバーカード不可)

2 市町民税所得割額が分かる書類 ※各年度、1人につきいずれか1つ

<令和6年度>

- 市(町)民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書 のコピー (切り離さず氏名等が入るようにB4→A4に縮小コピーしてください)
- 市(町)民税・県民税納税通知書 のコピー (氏名、扶養控除のページもコピーしてください)
- 課税証明書のコピー

添付書類に不足はないか
確認ください

<令和7年度>

- 市(町)民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書 のコピー (切り離さず氏名等が入るようにB4→A4に縮小コピーしてください)
- 市(町)民税・県民税納税通知書 のコピー (氏名、扶養控除のページもコピーしてください)
- 課税証明書のコピー

3 [該当世帯のみ]

<ひとり親世帯等> ※下記書類のいずれかのコピー

- 母子家庭等医療費受給者証
- 児童扶養手当証書
- 児童扶養手当受給証明書
- 戸籍謄本

<在宅障害児(者)のいる世帯> ※下記書類のいずれかのコピー

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 年金証書・年金額改定通知書(年金の種類:障害基礎年金)
- 特別児童扶養手当証書

4 [該当する場合のみ]

<市町民税所得割額が分かる書類に、税控除額の内訳が記載されていない場合> 税額控除に関する申立書

<対象子どもの兄弟が世帯と別に居住している場合> 兄弟に関する申立書

----- 以下 保育施設担当者記入欄 -----

第○子	第1子・第2子	第3子以降	←いずれかに○
保育料	月額	月額以外	
世帯合計所得割額 (★+☆)	利用月	保育料(円)	軽減可能額(円)
R6	R7.4月	14,000	7,000
78,000 円	R7.5月		
均等割額 有・無	表面の市町民税「世帯合計」を記入ください		
対象・対象外	所得割額が0円の場合に均等割額の課税の有無のどちらかに○を付けてください		
R7	R7.7月		
80,250 円	R7.12月		
均等割額 有・無	R8.1月		
対象・対象外	R8.2月		
	R8.3月		
	年間(軽減可能額(年額))		84,000

保育料の実績・見込を左の表に記入いた
記入してください
施設申請書(A-4:
作成してください。

【軽減可能額の計算方法】
次の①～③を比較して最も低い額
①月額保育料－5,000円
②補助基準額
第1子 10,000円
第2子以降 15,000円
③月額保育料×1/2
円未満の端数は切り捨て
円になる場合は0円

↑の計算方法を基に、軽減可能額を算出
してください。
100円未満切り捨てにご注意ください

実績を記載してください。(申請時に確定して
いない場合は10月分まで実績)
年度中に退園予定が無い場合は3月分
まで記入してください

年間の保育料が同じ場合は、このように
保育料・軽減可能額をまとめて記載可。
保育料が異なる月がある場合は、各月を
記入してください。

「対象外」となる期間の
利用月は補助対象外です

書類に不備があり差し戻しが生じると、全体の事務処理に影響し、貴事業所からの請求への支払時期が遅れることとなりますので、必ず各施設にてご確認をお願いします。

記入例（保育施設担当者）

※保育料が月額以外（日額・時間あたり）の場合の、保育料・軽減可能額の記載・算出方法

----- 以下 保育施設担当者記入欄 -----

第○子	第1子・第2子	第3子以降	←いずれかに○	申請時までの保育料の実績を記入してください	記入いた す(A-4: ださい。
保育料	月額	月額以外	←どちらかに○		
世帯合計所得割額 (★+☆)	利用月	保育料(円)	軽減可能額(円)	【軽減可能額の計算方法】 次の①～③を比較して最も低い額 ①月額保育料-5,000円 ②補助基準額 第1子 10,000円 第2子以降 15,000円 ③月額保育料×1/2 ※100円未満の端数は切り捨て ※0円以下になる場合は0円	
R6 78,000円 均等割額 有・無 対象・対象外 ↑どちらかに○	R7.4月	16,000		↑の計算方法を基に、軽減可能額を算出して ください。 100円未満切り捨てにご注意ください	
	R7.5月	16,000			
	R7.6月	17,000			
	R7.7月	16,000			
	R7.8月	15,000	7,500		
	R7.9月	16,000			
	R7.10月	16,000			
	R7.11月				
	R7.12月				
	R8.1月				
	R8.2月				
	R8.3月				
合計(軽減可能額(年額))			90,000		

留意事項 ・この申請書の表面(保護者記入部分)及び税額等申告書類についても、必ず内容をご確認ください。

(書類に不備がある方、対象要件を満たし

・書類に不備があり差し戻しが生じると、事業所への支払時期が遅れることとなります。

最も低い保育料から軽減可能額を算出し、在園月数をかけた金額が年額の軽減可能額です(P4～5を参照)